

出荷規格の現状

現在山形県の青果物は、「山形県青果物出荷規格」に準じた出荷が成されています。しかし一部においては、農業協同組合ごとに青果物の規格の違いが生じています。さらに地域の出荷団体や個選物でも違いが生じています。

市場を巡回していると、仲卸業者や小売業者の方々に「山形県の出荷規格にバラつきがある」とよく指摘を受けます。それらのバラツキは山形県全体の出荷物から見るとたくさんある訳ではありませんが、規格が県下統一されている他の県と比較すると、より目についてしまうのだと思われます。それと同時に山形県に関心があるが故に、指摘をして下さっているのだと思います。

青果物全体の規格は品目によっても違いがあります。時代によって規格が変わっていくのは当然ですし、以前に比べると出荷規格は全国的に相当簡素化されてきています。簡素化されただけ、規格品を統一して出荷することは大変になりました。しかし規格を団体で決めた以上、徹底しなければ商品の価値向上に繋がりません。特に卸売市場では、その事が直に価格に反映されることも少なくありません。生産者毎に生じる個人差を、最小限にすることが評価に繋がります。

規格遵守のためには以下の4つの取組が重要になります。

- ①出荷規格は個々の気持ちから守っていく。
- ②団体ごとに目揃い会を実地していく。
- ③団体は検査体制を設け、生産者と密に連絡しあう。
- ④評価の高い団体を視察する。レベルアップを図る。

このような取組の上で、市場に出たもの・店頭で陳列されているものを実際に生産者の目で評価をすることも重要です。

規格の統一・遵守は青果物の生産拡大に繋がり、最終的に生産者の所得を増やすことでしょう。

(金澤 誠 筆)